

# 鳥取縣公報

第七拾壹號

昭和四年十二月三日

火曜 日

## 訓令

◆鳥取縣訓令甲第二十四號

市長  
公立學校長

大正十年三月鳥取縣訓令第五號公立學校職員年功加俸支給細則中左ノ通改正ス

昭和四年十二月三日

鳥取縣知事 久保豊四郎

第五條中「市長及縣立學校長」ヲ「縣立學校長」ニ改ム

第十一條中「海軍軍人俸給令ニ依リ俸給又ハ給料ヲ受クル者」ヲ「海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者」

ニ改メ次ノ第二項ヲ加フ

前項ニ該當スル者アルトキハ市ニ在リテハ市長其ノ他ニ在リテハ學校長ニ於テ遲滯ナク知事ニ報告スヘシ

第一條 別表ヲ次ノ通改ム

(別表)

勤続	附則			訓導			保母	
	學校長、 俸給月額 八拾圓以上	教諭、助教諭、 俸給月額 六拾圓以上 八拾圓未満	舍監、 俸給月額 六拾圓未満	指導、 俸給月額 八拾圓以上	保母、 俸給月額 五拾圓以上 八拾圓未満	俸給月額 五拾圓未満	俸給月額 五拾圓未満	
勤続五年以上	一〇八	八四	六〇	八四	六〇	三六		
勤続十年以上	一五六	一二〇	九六	一三二	九六	七二		
勤続十年未滿								
勤続十五年未滿	二一六	一六八	一三二	一九二	一四四	一〇八		

附則

本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ年功加俸ヲ受クル者若ハ昭和四年十二月三十一日以前ニ於テ新ニ年功加俸ヲ受クヘキ事由又ハ加俸額異動ノ事由發生シタル者ノ支給額ニ關シテハ本令ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

鳥取縣訓令甲第二十五號

警察署長  
市長  
町長  
市官幣社宮司  
縣官幣社宮司  
郷社社  
村社社  
立學社  
村立學校

寄附者行賞方具申手續左ノ通定  
明治三十一年十月六日訓令第百十六號ハ之ヲ廢止ス

昭和四年十二月二日

鳥取縣知事 久保豊四郎

- 第一條 褒章條例ニ依リ公益ノ爲金品ヲ寄附セシ者ノ行賞方ニ關シテハ之ヲ採納シタル者ニ於テ金額百圓以上ニ限様式ノ一又ハ二ヲ添附シ知事ニ具申スヘシ
- 第二條 寄附物件ハ其ノ種目數量等ヲ詳記シ物件ノ多キトキハ別紙ニ其ノ明細書ヲ調製シ一物件毎ニ價格及單價ヲ記載スヘシ
- 第三條 價格及單價ハ寄附受領當時ノ時價ヲ記載シ價格評價書ヲ添附スヘシ公債其ノ他ノ有價證券亦同シ
- 第四條 土地建物其ノ他ノ物件寄附者報告ノ際ハ寄附採納團體ニ於ケル市、町、村會ノ議決書謄本ヲ添附スヘシ
- 第五條 建造物ノ寄附ニ在リテハ其ノ算出ノ基礎ヲ認メ得ヘキ仕様書又ハ仕様書ヲ添附スヘシ
- 第六條 寄附額壹萬圓以上ノ場合ハ様式ノ一又ハ二ニ依ル外左記要件ヲ具備セル身分調書ヲ添附スヘシ
- 一、戸主又ハ其續柄、職業、生年月日
  - 二、略 歷
  - 三、處刑ノ有無
  - 四、褒章授受ノ有無
- 第七條 右ノ外必要ナル事項ニシテ表中ニ記載スルコト能ハサルモノハ備考トシテ記載スヘシ

寄附者取調表

寄附受領年月日	寄附ノ目的	金額	員	現住所及地位、勳功、爵名

様式ノ二 寄附者取調表

寄附受領年月日	寄附ノ目的	寄附物件	價	格	單	價	現住所及氏位、勳、功、爵
							原籍地

記載例

- 一、寄附者取調表様式ノ一ハ金員ノ場合トシ様式ノ二ハ物件ノ場合ニ用フルコト
- 一、寄附年月日ハ寄附全部ヲ完了セシ年月日ヲ記載スルコト
- 一、若寄附金額分納ノ場合ハ完了後分納金額及其ノ受領年月日ヲ列記スルコト
- 一、寄附ノ目的ハ「何々小學校ニ備品トシテ」又ハ「何々村ニ基本財産トシテ」ノ如ク簡明ニ記載スルコト
- 一、金額ハナルヘク壹、貳、參ノ數字ヲ用フルコト
- 一、寄附物件數種アルトキハ各種コトニ列記シ單價モ同シク記入スルコト
- 一、現住所及原籍地ハ共ニ記載スルコト
- 一、氏名欄ニハ位、勳、功、爵ノアルモノハ洩レナク記載スルコト
- 一、百圓以上千圓未滿千圓以上壹萬圓未滿及壹萬圓以上ニ區別シ様式ノ一、二ニ依リ具申スルコト
- 一、團體寄附ノ場合ハ氏名欄ニ團體名ヲ住所欄ニ現所在ヲ記載スルコト

正誤

縣公報第六十八號中縣告示第三百八號大字、字區域變更調書一頁十二行目變更區域字名振り假名「ドイシク」は「ドイシタ」同十四行目「ヤマゴン」は「ヤマゴシ」十四頁七行目同「ムクシラキ」は「ムカインシラキ」十五頁字區域變更調書中現在區域一行目字名振り假名「ヒンシテイウチ」は「ヒガシテイウチ」の何れも誤植

昭和四年十二月三日印刷  
昭和四年十二月三日發行

(字) 小口一枚參厘四毛

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣  
印刷者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 縣  
松江刑務所鳥取支所